

令和2年4月9日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、本会の2月28日付文書にて連絡をしておりましたが、この度、対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされたことをうけ、国土交通省から工事及び業務の対応について通知が出されましたので、添付ファイルをご確認いただきたくお願い申し上げます。

- ・ 建設工事の現場では、元下間、技能者や施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策が重要とされており、朝礼・点呼や現場事務所における打ち合わせ、更衣室や詰め所等では一定の距離を保つことや換気の励行などが求められています。
- ・ 国土交通省から自治体に対しては、緊急事態措置を実施すべき対象地域の工事については、受注者から申し出があった場合、協議の上で工期の見直し、請負代金額の変更、一時中止の対応等を適切に措置するよう依頼されており、また、対象地域外の工事においても、新型コロナウイルスの罹患や、感染防止措置に伴う人員や資機材の確保が困難となった場合、事情を個別に確認し必要と認められる場合は、前記と同様、適切に措置することとされています。
- ・ なお、これらの場合、特段の事情がない限り受注者の責によらない事由として取り扱われるべきものとされています。

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993